
日本科学者会議 京都支部ニュース

6月号 No.436
2020年6月11日発行

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ）、 店番：448、 預金種目：普通預金、 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

- ◆ 京都支部第54期定期大会の報告2
- ◆ 2019年度決算・2020年度予算の説明3
- 「日本の科学者」読書会5月例会（6/5）：5月号特集「自然科学的教養」5
- 寄稿：原発裁判の判決・決定を批判することについて（富田道男）7
- 書評：田中智子著「知的障害者家族の貧困」（法律文化社）（藤本文朗）9
- ▼ 6～7月の支部関連行事の案内11
 - ・ 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会（6/26）
 - ・ 『日本の科学者』読書会例会（7/3）6月号特集「性と人権」
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより11

<今年度会費の早期納入願い>

今年度会費の納入率は6月5日現在68%で、まずは順調と思います。引き続き今年度会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割会員：4,200円、若手会員：6,000円、若手特別：4,200円）の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。今月は振込用紙を同封していませんので、4月・5月に同封した振込用紙で納入願います。なお、ご自分の納入状況を確認したい方は支部財政担当幹事・鈴木博之宛（Email：kbbhh761@ybb.ne.jp）にメールでお尋ねください。

京都支部第 54 期定期大会の報告

1. 第 54 回支部大会を 2020 年 5 月 17 日（日）龍谷大学深草キャンパスで開催すべく準備してきましたが、新型コロナウイルス感染流行のため集会を取りやめ、郵便（またはメール）投票に切り替えました。
2. 大会関連の日程は以下の通りでした。
 - 4 月 13 日（月）支部ニュース 4 月号とともに大会議案書（案）、幹事の立候補案内を発送
 - 5 月 1 日（金）第 13 回京都支部幹事会・ワーキング会議、議案書修正提案ならびに立候補締切
 - 5 月 12 日（火）支部ニュース 5 月号、修正議案書（立候補幹事の氏名を告知）、投票ハガキを発送
 - 6 月 5 日（金）第 14 回京都支部幹事会・ワーキング会議、投票用紙の開票
 - 6 月 11 日（木）支部ニュース 6 月号で結果を発表
3. 会員数 226 人のうち、議決権行使は 124 人で大会は適法に成立しました。
4. 支部大会議決権行使の結果は以下の通りで、すべて承認されました。
 - 2019 年度活動報告 賛成 119・反対 0・保留 3・無回答 2
 - 2019 年度財政報告 賛成 119・反対 0・保留 3・無回答 2
 - 会計監査報告 承認 120・不承認 0・無回答 4
 - 2020 年度活動方針 賛成 119・反対 0・保留 3・無回答 2
 - 2020 年度財政方針 賛成 119・反対 0・保留 3・無回答 2
5. 第 55 期役員に以下の 12 人の会員が選出されました。
上野鉄男、左近拓男、清水民子、末満英俊、菅原健二、鈴木博之、宗川吉汪、
竹中寛治、近間由幸、林直樹、細川孝、前田耕治
6. 以上の結果を受けて、第54期第14回京都支部幹事会・ワーキング会議を第55期第1回幹事会・ワーキング会議に切り替え、宗川会員を代表幹事に、左近会員を事務局長にそれぞれ選出しました。また、会計担当を鈴木会員に、支部ニュース担当を鈴木・菅原・近間会員に、HP担当を末満会員に、読書会担当を菅原会員にそれぞれお願いしました。
7. 全国大会がどのような形で開催されるか未定ですが、代議員として左近会員、宗川会員を選出しました。

（文責・宗川吉汪）

2019 年度決算・2020 年度予算の説明

(支部ニュース 5 月号同封の大会議案書Ⅱの決算と予算について説明します。財政担当幹事)

「2019 年度財政報告」の明細説明

- ・多額の次年度前受け金のためにわかりにくい決算になっているが、その前受金のほぼ全額が次年度繰越金に引き継がれた決算になっている。
- ・ただし、＜支出の部＞で支部活動費は予算の半額しか執行できていない。

＜収入の部＞

- ・**年度内会費**：2018 年 4 月の会費を 2 重徴収したために 2019 年度会費は従来の 11 ヶ月分としたため、予算額は例年に比較して大幅減額。予算に対する納入率は 86%で昨年より低下。年度末に高齢者を主として 10 名が退会。決算は昨年並み。
- ・**滞納会費の回収**：回収率は 39%と低率にとどまる。年度末に未納者 19 名が残る。
- ・**今年度前受け金**：15 名。
- ・**次年度前受け金**：会費の二重払いが 2018 年度 7 名、2019 年度 8 名。会費払込用紙を何度も支部ニュースに同封した結果と思われる。また、3 月号で次年度会費前納をお願いした結果 83 名約 120 万円が前納されて予算を大幅超過。
- ・**支部活動還元金**：本部に支払った会費の 2%が還元される。ほぼ予算通り。
- ・**本部からの補助金**：支部ニュース発行補助（月 2,000 円）。
- ・**特別会計より繰入**：2017 年度に全額を一般会計に繰り入れ済み。
- ・**機器使用料など**：印刷機用インク補充分を国土研と折半負担。
- ・**雑収入**：支部講演会での参加費、機関紙売上代。ほぼ予算通り。
- ・**寄付**：一般寄付 16 件約 4 万円、若手カンパ 11 件 3 万円。ほぼ昨年並み。

＜支出の部＞

- ・**本部会費**：ほぼ昨年並み。
- ・**誌代**：読者は 4～11 月 4 名、12～2 月 3 名、3 月より 4 名に復活。
- ・**機関誌費**：支部ニュース用コピー用紙および封筒の代金、ほぼ昨年並み。
- ・**研究活動費**：支部大会前の支部講演会 0.8 万。大西講演会、講師謝礼 3 万、会場費 3.2 万。読書会謝礼図書券 3.2 万。予算を大幅に超過。金額は昨年度実績並み。
- ・**分会活動費**：自然懇例会 3 回の講師謝礼と会場費 2.1 万、関西懇毎月例会会場費 0.75 万。昨年実績 5.3 万のほぼ半額。
- ・**運動費**：5.3 憲法集会、憲法 9 条きょうと、比較の政府を求める会、バイバイ原発きょうとへの賛同金 1.1 万、民報名刺広告 2 回 1.6 万、丹羽後援会賛同金 0.5 万。予算および昨年実績を大幅に超過。
- ・**事務費**：機関誌印刷発送作業補助 3.2 万、コピー使用料 2.9 万(1.6 万は 731 の会関連)、ウィルス・ソフト 1.5 万。予算を 1 割オーバー。昨年実績を 4 割オーバー。

- ・**印刷機費**：予算額は毎月のリース代支払いを予想した金額であるが、その期間は終了。年間リース代 1.6 万。修理費 2.1 万、マスター紙補充 1.6 万、インク補充代 1.6 万。
- ・**通信費**：JJS と支部ニュースの郵送料。予算及び昨年実績より 1 割減少。
- ・**電話料**：NTT 西日本 13 ヶ月分 6.2 万、イージェーワークス（インターネット）3.5 万。予算額および昨年度実績よりも増大。
- ・**水道光熱費**：毎月 5,600 円程度。ほぼ予算並み。
- ・**家賃**：定額毎月約 4 万で予算通り。
- ・**支部活動費**：幹事会および機関誌印刷発送作業の日当・交通費の 2018 年度前期分のみ支払い。2018 年度後期分・2019 年度分は引き続き未払い。
- ・**雑費**：町内会費 0.5 万と事務所共済費 0.2 万。
- ・**若手活動費**：若手の韓国フィールドワーク参加者に 1 人 1 万円補助。4 名参加予定が 3 名となる。参加者 1 名が入会。

「2020 年度財政方針」の詳細説明

<収入の部>

- ・**前年度繰越金**：巨額の前受け金により増額。
- ・**年度内会費**：4 月初めの会員数 229 名で 100%納入されるものとして計算。
- ・**滞納会費回収**：昨年度実績並みに計上。
- ・**年度内購読料**：読者 4 名の購読料。
- ・**今年度前受け金**：昨年度の巨額の前受金の金額。
- ・**次年度前受け金**：一般会員 10 名程度を予測。
- ・**支部活動還元金**：前納本部会費の 2 %。
- ・**本部からの補助金**：支部ニュース発行に対する補助金、毎号 2,000 円。
- ・**特別会計からの繰り入れ**：特別会計は 0 円。
- ・**機器使用料など**：印刷機のマスター用紙とインク補充分の国土研折半負担分。
- ・**雑収入**：講演会の参加費・カンパ代、JJS 売上代など。
- ・**寄付**：昨年度実績を勘案し、少し増額。

<支出の部>

- ・**本部会費**：会員数減少により昨年実績より減少。
- ・**誌代**：読者 4 名の購読料。
- ・**機関誌費**：昨年度実績並み。
- ・**研究活動費**：支部講演会の会場費・講師謝礼、読書会謝礼。昨年実績より少し減額。
- ・**分会活動費**：自然懇・関西懇活動の会場費・講師謝礼。活動活発化を期待し少し増額。
- ・**運動費**：協賛民主団体への賛同金・分担金、民報名刺広告。ほぼ昨年並み。
- ・**事務費**：事務用品、コピー使用料、ニュース発行作業補助。昨年決算より 1 割減額。
- ・**印刷機費**：年間リース代、マスター・インク補充代。昨年決算より 1 割減額。

- ・通信費：機関紙誌の郵送料。昨年並み。
- ・交通費：支部派遣者の旅費補助。昨年予算と同額。
- ・払込料：ゆうちょ払込手数料。昨年実績から前受け金手数料分を減額。
- ・電話料：NTT 西日本電話とインターネット使用料，12 ヶ月分。
- ・水光熱費：毎月 5,000 円と想定。
- ・家賃：家賃 12 ヶ月分と契約更新料 1 ヶ月分。
- ・支部活動費：幹事会およびニュース発行作業の日当・交通費。未払いとなっている 2018 年度後期分と 2019 年度前期分を計上。
- ・雑費：事務所共益費，町内会費など。
- ・若手活動費：若手の学校への参加旅費補助，執筆補助。昨年並み。
- ・次年度繰越金：次年度前受け金の減額で大幅に減少。

『日本の科学者』読書会 5 月例会（6/5）の報告

5 月号特集：日本社会で常識にしたい自然科学的教養

標記例会が 6 月 5 日（金）15 時より 2 ヶ月ぶりに京都支部事務所で開かれた。参加者 4 名。「5 月号特集」より 3 篇の論文が取り上げられた。なお、本例会の案内が時間的にできず，出席が幹事のみとなったことをお詫びします。

松本一範「小・中・高等学校教員が抱く生物進化観とその問題点」（報告 宗川吉汪）

論文筆者の主張

(1) 小・中・高校の先生に「種の存続のために」という誤った進化観がしばしばみられる。

(2) 進化とは，世代の経過に伴って生物の形質が集団的に変化すること。

(3) 自然選択の必要条件は，①個体によって形質が異なる（変異），②形質が親から子に伝わる（遺伝），③生涯に残す子の数が形質に依存する（選択），である

(4) 進化の誤概念が社会ダーウィズムを生んだ。それが優生思想につながった。

評者の感想

論文筆者も指摘したように現代進化論パラダイムは以下の 3 点からなる。①ランダム

な突然変異と遺伝的再編成，②集団内の個体間遺伝的差異の発生，③自然選択 and/or 遺伝的浮動（生物の個体群において，適応とは無関係に，ある形質にかかわる遺伝子が無作為に選択され，次世代に伝わる遺伝子の頻度が変動すること。比較的個体数が少ない集団内で生じる。例えばヒトの血液型。）

ダーウィンは人為選択から自然選択を思いついた。優生学はヒトの人為選択であるところから，ダーウィン進化論は，容易に，社会ダーウィニズムに結びついた。身体障害者の断種，らい病患者の隔離，人種差別，ホロコーストなどなどは，狭隘な「科学主義」の結果である。しかしながら，出生前診断，遺伝子診断，産まない権利，小原秀雄の「人間の自己家畜化論」，などをどう見るか，考えなければならぬ。人間の生き方に関する，倫

理・社会・経済・政治の場での考察が必要であろう。

古屋秀隆「教養教育における生物学教育—文系学生のための生物学教育についての一考察」（報告 清水民子）

この論文は大阪大学の教養課程の生物学授業の実践にもとづいて執筆されている。講義「生物の世界を知る」からは文系学生が消え、セミナー「自然を読む」（フィールド学習）には文系学生も多く参加しているという。

著者は将来「社会に影響する意思決定を下す機会をもつ」であろう学生たちに「人間社会への俯瞰的なまなざし」をもってほしいと意図して授業を構成している。それは「人間を生物としての『ヒト』とみる」視点である。進化には「生物学進化」と「文化的進化」があるが、ヒトの特性は「文化的進化」にあり、「獲得した知識の継承と蓄積」がなされることである。新生代第4紀のヒトの出現以来の文化的進化には明暗があった。生物から環境への反作用（環境形成作用）は地球温暖化をひきおこし、それを一因とする6番目の大量絶滅の危機もはじまっている。「ヒトの文化的進化は指導者の意図によって一定の目的に向かう意識的な活動」であるから、「みずからの運命をみずからの意思で変えられる」とのメッセージも伝える。著者自身の文学作品への造詣の深さも開陳され、「文系」学生への思いやりに満ちた授業実践だと評価した。

（感想） 評者の出身は文学部で専攻は心理学なので、文系でありつつ、生物学は隣接分野であり、基礎科学でもあるといえる。学生時代に心理学書を開けば冒頭から、人間以外の動物のエピソードが延々と続いていとし、実験データの多くも動物由来のものを読まさ

れた。そういう身近さの感覚はあるものの、研究情報を常に更新しているかといえば、そこまではしない（できない）。学生時代にインプットされた情報で気に入ったものはいつまでも使ってしまうことが多い。いっぽう、「個体発達は系統発生を繰り返す」論が実態資料を無視して乳児保育実践などに影響力をもち、閉口したこともある。

三宅武史「教養としての科学観—大学教養教育の現状と課題をふまえて」（報告 菅原建二）

本論文は、教養としての科学観の変遷に伴う教養教育の現状について述べている。すなわち、これまでの科学は、普遍性、客観性、公益性、無私性などの古典的規範に従っており、実証主義的であると考えられてきた。これに対して、新たな科学観は、M. ギボンズに従えば、現代社会のなかで登場した新たな知的生産の様式であり、研究の問題設定の枠組みが産業界・政府・社会など多様なアクターの需要をふまえた特定の文脈（アプリケーションのコンテキスト）のなかで組織化されるものであり、解決は専門領域を横断する（トランスディシプリナリティ）独特な知識を生み出す。また問題の変化に対応して柔軟で流動的な組織編成（組織の多様性）が出現し、社会の多様な要請に応じており、問題設定や意思決定など全局面で外部への説明が要求される（社会的アカウンタビリティ）とする。

科学観の変遷と同時期に教育界にも変革が生じている。変革の核心には、知識やスキルの習得を中心とした従来の学力にとどまらない〈新しい能力〉の登場である。それらの能力は問題解決や価値判断などの高次の認知能力や、コミュニケーション能力などの対人関係能力、主体性や自己肯定感などの意欲や

人格特性にかかわる能力などを含む。これに対応して、2003～2008年に、高等教育から社会人までを対象として「人間力」（内閣府）、「社会人基礎能力」（経産省）、「学士力」（文科省）など上述の能力を含む政策を策定している。これらの能力は初等・中等教育にも広まっている。

〈新しい能力〉は教養教育をも変質させている。杉原（2010）は、「教える内容を重視し、普遍的な人間形成を追求する教養教育を『コンテンツ型教養教育』、それに対して、身につけさせる能力、特に汎用的な能力を重視し、個別的な社会適応を追求する教養教育を『コンピテンシー型教養教育』と呼ぶとするなら、教養教育はコンテンツ型からコンピテンシー型へと舵を切ったと言えるのである。」

〈新しい能力〉の教育手法の一つが「アクテ

ィブラーニング」であるが、著者によれば、現在ではこの手法にいくつかの問題点が指摘されているとのことである。すなわち、①学生に受動的学習を好む傾向がでる「能動的学習をめざす授業がもたらす受動性」、②グループ学習での非活性化やフリーライダーの出現、③学習スタイルの多様性への対応ができていない、④外的活動は活発でも思考や知識などが不活発に終わることがあるという「知識（内容）と活動の乖離」、⑤外化を強調するあまり、内化がおざなりになりがち、などである。

著者は、更に、文章の意味を理解して読むことが難しい人が相当数いることに気づき、アクティブラーニングの問題点を含め、是正する方法として、問題を「深く理解する」ことの重要性を指摘している。

寄稿： 原発裁判の判決・決定を批判することについて

富田道男

先日、オンラインで行われたある会合で憲法学が専門という方と話す機会がありました。話題の中で『日本の科学者』2020年5月号に掲載された声明「広島高裁による伊方原子力発電所3号機の運転差止決定を支持する」についての憲法学者の発言に大変驚きました。この声明は、日本科学者会議全国幹事会と日本科学者会議原子力問題研究委員会の連名で2020年1月31日の日付けで公表され、「事務局ニュース」3月号に掲載されていました。これを見て「批判は担当裁判官の判断に対して行うべきで、広島高裁ではない」旨を『日本の科学者』の読者の声欄に投稿したことについて、憲法学者から「裁判は国家事業なので、裁判の判決・決定に対する批判は、それ

を発した機関に対して行うのが筋であり、担当裁判官を批判するのは筋違いである。」という趣旨の発言がありました。

このような見解は、判決・決定文が裁判所名や裁判所長名ではなく裁判官の署名のもとに公開されるという現状を踏まえると、批判対象を誤らせるものであり、更に、国民が司法に関心を寄せ司法判断に対して適正な批判を行うことを封じるものに他なりません。社会科学の一分野を構成する憲法学の専門家からこのような発言が出たことに大変驚いた次第です。しかし、憲法学を専門とするこの方は、法律の専門家すなわち法曹界の一員であり、側聞するところによると法曹界では司法の民主化・司法改革とは、日本弁護士連合会

(日弁連)が主張する法曹一元化¹⁾を実現することにあるようです。したがってこの方は、国民が司法に関心を持つことには賛成できないのかもしれないと思い当たりました。しかし、司法制度の根幹に係る裁判官の人事制度改革を訴える法曹一元化が広く国民各層の協力・賛同を得ずに行えるとは考えられません。法曹一元という考えは広辞苑(第六版)にもその記述はなく、法曹界という閉鎖的社會を除いては、一般には殆ど知られていないのが実情ではないでしょうか。法曹界に任せていたのでは、民主的司法改革はまだまだ先のことになります。

さて、福島事故後、沖縄電力を除く8電力会社に対して原発の運転再稼働に反対する住民による訴訟が各地で行われ、結審した裁判の判決・決定は、同じ原発施設に対して再稼働を「認めるもの」と「認めないもの」とに分かれました。しかも同じ裁判所の判決・決定が二者に分かれたのです。一般人には理解しがたいこの現象を解明するべく裁判の判決・決定文を取り寄せて通読し、その結果をブックレットにして出版²⁾し、また、Webサイトに裁判官批判の論文を掲載しました³⁾。

福島第一原発の事故を招いた原子力基本法を中心とする原子力に関する規制法体系が事故後大幅に改正されたことは、周知の事実です。この改正が福島事故のように悲惨な事態を二度と招かないように行われているのかどうかは、当該原発の安全性審査においては、検証されなければならない事項です。判決・決定文を見る限り、原発の再稼働を認める判断を下した裁判官は、改正法体系の中の新規制基準が専門家の最新の知見に基づき改正されているとして検証を行わず、これに対する適合性のみを審査して再稼働を認めているこ

とが判ります。これに対して再稼働を認めない判決・決定を下した裁判官は、改正法体系そのものの検証を行い、新規制基準における規制の不備を指摘しています。例えば、福井地裁の樋口英明裁判長は、2014年5月21日、規制委員会が新規制基準に適合しているとして再稼働を認めた大飯原発3、4号機には「地震の際の冷やすという機能と閉じ込めるという構造に欠陥がある」として運転を差止める判決を言い渡しました。この判決の内容は、新規制基準における安全性の担保に不備の在ることの実質的な指摘に他なりません。樋口英明裁判長は、退官後の各地における講演の中でも、施設設備の耐震設計に係る基準地震動の設定に用いられている強振動予測モデルが合理的なものではないことすなわち科学的根拠に欠けることを指摘しています。

裁判官の職権行使の規範は、憲法第76条3項に「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立して職権を行ひ、・・・」と定められています。原発訴訟において担当裁判官が上述の相反する結論に至るいずれの立場に立つかは、裁判官の良心の在り様に係ることであり、裁判官がいずれの立場に立ったかに対する批判ではなく、国の機関である裁判所に対する批判というのは、およそ実効性のない、ただ発言したというだけの無意味な批判と言わなければなりません。

同じ裁判所が相反する判断をするもう一つの要因は、憲法の定める下級裁判所の裁判官が世にいう転勤族であり数年の勤務で別の裁判所へ移動することにあります。この点からも裁判所を批判の対象とすることの無意味さは明らかだと思います。

万が一にも原発が過酷事故を起こせば、広範な地域住民の生活が破壊されることを学ん

だ私たち国民は、原発再稼働を認める判断を下す裁判官を厳しく非難しなくてはならないと思います。「憲法を暮らしの中に生かす」ためにも！

参考資料；

1) 日弁連 HP <https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2000.html>

の「法曹一元に向けての提言」より；

日弁連が提案している法曹一元の制度骨子は次のようなものですが、2009年の裁判員制度導入などの一連の司法改革には、全く生かされなかったようです。

(ア) 任用資格は、裁判官の任用資格を弁護士となる資格を有する者で裁判官以外の法律職務に相当期間従事した者（主として弁護士）とする。

(イ) 選任方法は、裁判官に指名される候補は国民・地域住民に基盤を持つ裁判官推薦委員会の推薦を得た者に限ることとする。裁判官推薦委員会を、地方分権の趣旨に則り、全国に相当数設置することとする。

(ウ) 裁判官推薦委員会は、公正かつ徹底した吟味・検討を加えて適格者を推薦することとする。

(エ) 運営制度は、裁判官等の人事をふくむ司法行政を地方分権的に再編成し、かつ、各級裁判所事務（総）局は裁判所の管理運営機能のみを保有することとする

(オ) 人事制度は、裁判官の昇任制・昇給制など官僚的人事制度を廃止することとする。

2) 「市民の目から見た福島後の原発民事裁判」，富田道男著（2019年4月，ウインかもがわ出版）

3) <http://web1.kcn.jp/decomings/index.html>

書評：田中智子著「知的障害者家族の貧困」（法律文化社 2020）

藤本文朗

田中智子氏の博士論文をまとめたものである。氏は大阪の短大で私と職場を共にした人で、現在、佛教大学の教員である。JSAの会員でもある。若手で2人のお子さんを育てつつまとめられた。（北海道大学に何度か行かれて）

私の感想は、本書は、① 家族によりそいつつ、時間をかけての活動を通しての研究、② 貧困を家計簿を通しての資料分析を踏まえた研究、③ 貧困からの脱出の方向を明らかにしている研究、として読みごたえがあり、著者は若手の研究者としてすぐれていると思った。

以下、氏の研究の問題意識など、本書の記述を引用しておく。

なぜ、母親が障害のある子どものケアに専念しなければならないのか、その前提となる家族に依存した障害者の生活はどのような構造になっているのかということを明らかにするため、本書ではその切り口を家計に求めて、考察を行う。家計に切り口を求めたきっかけは、ある集まりの場で、障害者に関わる補助制度の自己負担額が500円から800円に改定

されたことが話題にされ、当事者・家族等からは特に反対の声は上がらなかったが、ある参加者が「障害者のいる世帯にとって 300 円は決して軽くはないはずだ」とつぶやいた言葉が心にひっかかったことである。そして、パイロット調査をしてみると、その 300 円の意味が非常に重要であることを実感した。また、大阪府八尾市の参加者から回収した家計簿が他と比べても非常に詳細に書かれていることから、本格的な家計調査を実現できるのではという手応えを感じた。この間、老齢年金の引き下げに連動し、障害基礎年金額もじわりと引き下げが発生している。成人期の障害者が受け取る年金プラス工賃による収入は、生活保護に定められている最低生活費を大きく下回る。最低生活費をめぐる訴訟に多くの当事者が立ち上がっている現在、障害者のケアの家族依存の実態についても社会問題として浮上させるべきである。

以上の問題意識をもとに本研究における問いを次の 3 点に整理する。

第 1 は、生涯にわたるケアが必要となる知的障害者の生計費、すなわち障害者 1 人が生活するのにいったいいくら必要なのかということである。厚生労働省によると福祉的就労の大半を占める就労継続支援 B 型で平均工賃が月額 16,118 円 (2018 年度) となっている。これに障害基礎年金 1 級月額 81,177 円、2 級 64,941 円 (2018 年度) を加えても 10 万円に満たない。つまり、成人 1 人の生活を支

える収入としては、最低生活費を下回るのは自明のことである。今後の政策課題として障害者の所得保障の強化を求めるのは至当なことであるが、その前提として、障害者は現状の所得で生活ができているのか、その生活水準はどのようなものなのかという実態を明らかにすることは、政策評価の基礎資料としても重要であろう。

第 2 に、知的障害者および家族の家計はどのような構造になっているのかということである。つまりは、障害者家族に生じる貧困の構造を明らかにすることである。

前述の第 1 の問いについて、結論を先取りすると、障害者本人の現在の生活水準を維持するには、知的障害者自身の収支でみるとマイナスとなる。そのマイナスを補填しているのは家族全体の家計である。しかも、その補填は、将来的に経済的自立の見込みが低い知的障害者の場合、家族がいる限り半永続的に行われる。そこで、年齢や障害程度等の障害者側の要因、あるいは家族構成や家族周期等の家族側の要因、さらには社会資源の利用状況などによって、障害者およびその家族の生活状況がどのように規定されるのかという構造を明らかにすることが、家族依存の問題解決に向けての糸口になると考える。

第 3 に、障害者家族が貧困から脱却する機会がいかんにして奪われてきたのかということである。----- (中略) ---本書では貧困脱出の重要な契機である就労を通して考察していく。

6～7 月の支部関連行事の案内

1. 満洲第 731 部隊軍医将校の学位授与の検証を求める会 役員会

日時：6 月 13 日（土）14：00～

場所：京都支部事務所

2. 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会(ZOOM)

日時：6 月 26 日（金）19：00～

3. 2020 年度第 2 回京都支部幹事会・ワーキング会議

日時：7 月 3 日（金）13：30～15：30

場所：京都支部事務所

4. 7 月読書会

日時：7 月 3 日（金）15：30～17：30

場所：京都支部事務所

内容：『日本の科学者』6 月号「性と人権」

分担：若尾論文（福島知子）、山口論文（清水）、本庄論文（鈴木）

5. 支部ニュース7月号発行

日時：7 月 13 日（月）13：30～

場所：京都支部事務所

◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆

第 54 期第 13 回支部幹事会（5 月 13 日）は新型コロナ感染流行のため中止しました。

6 月 5 日に第 54 期第 14 回京都支部幹事会・ワーキング会議ならびに第 55 期第 1 回京都支部幹事会・ワーキング会議が開催されました。

1. 京都支部第 54 期定期大会の報告

本誌 2 ページに掲載の通りです。

2. 会員の現況（6 月 5 日現在）

一般会員 203, 特別会費会員 2, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 7,
若手特別会費会員 11 (会員合計 226), 読者 4

3. 会費納入状況 (6月5日現在)

2020 年度納入者：一般 145/203, 特別 1/2, 家族 3/3, 若手 2/7, 若手特別 2/11

2019 年度未納者：一般 7 名, 若手 2 名, 若特 3 名

2018 年度未納者：一般 3 名, 若特 3 名

4. 会計報告：4 月分

2020 年度累計		2020 年度 4 月決算	
収入累計	400,504 円	4 月收入合計	400,504 円
支出累計	277,924 円	4 月支出合計	277,924 円
収支累計	122,580 円	4 月分収支	122,580 円
前年度繰越金	1,269,795 円	前月繰越金	1,269,795 円
4 月末残高	1,392,375 円	4 月末残高	1,392,375 円

会計報告：5 月分

2020 年度累計		2020 年度 5 月決算	
収入累計	871,590 円	5 月收入合計	471,086 円
支出累計	555,989 円	5 月支出合計	278,065 円
収支累計	315,601 円	5 月分収支	193,021 円
前年度繰越金	1,269,795 円	前月繰越金	1,392,375 円
5 月末残高	1,585,396 円	5 月末残高	1,585,396 円

5. 5月～6月の支部関連行事 (支部ニュース5月号発行～6月号発行)

5月 12日 (火) 支部ニュース5月号発行, 「日本の科学者」6月号発送,

第54回定期大会議案(I)の改正案・大会議案書(II)・投票用紙の送付

5月 17日 (日) JJS サポーター会議(ZOOM)

5月 29日 (金) 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会・検証委員会
(ZOOM)

5月 30日 (土) JSA 連続 Web シンポジウム「コロナウイルス禍が問う現代市民社会」
第1回 生物学・医学の視点から(ZOOM)

6月 5日 (金) 2020年度 第1回幹事会・ワーキング会議

6月 5日 (金) 6月幹事会読書会

6月11日 (木) 支部ニュース6月号編集発行, 「日本の科学者」6月号発送 (文責・宗川)